

1 北河原小の複式学級の解消の方針と通学区域について

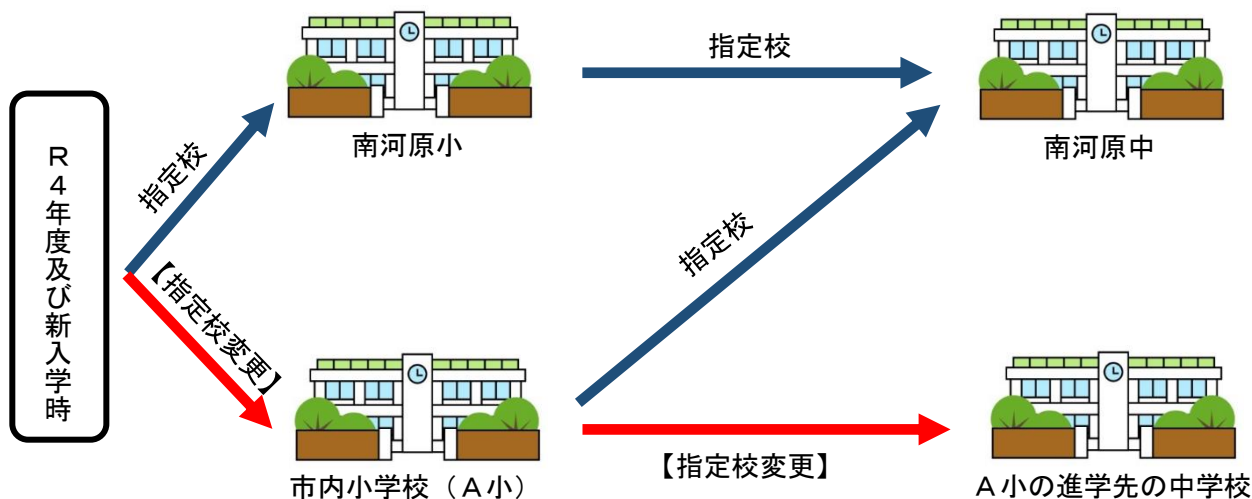
(1) 小学校

- ・令和4年3月末で北河原小学校を廃止する。
- ・北河原小学校の児童は南河原小学校に通学する。
⇒大字北河原、大字酒巻の通学区域（指定校）は南河原小になる。
- ・大字北河原、大字酒巻は「義務教育学校計画白紙の経緯」と「地域に学校がなくなる」ことを理由に、市内の小学校に指定校変更をすることができる。ただし、通学は保護者の責任で行うこと。

(2) 中学校

- ・大字北河原、大字酒巻の通学区域（指定校）は南河原中になる。
- ・南河原小以外に通学していた場合、「卒業する小学校」の進学先の中学校に指定校変更をすることができる。ただし、通学は保護者の責任で行うこと。
- ・今の北河原小6年生に限り、市内中学校のどこでも指定校変更をすることができる。ただし、通学は保護者の責任で行うこと。（今の6年生は北河原小が「卒業する小学校」であるため、進学先の中学校は「見沼中」になりますが、今回の経緯を考慮して、今の6年生に限り、指定校変更の卒業要件を緩和します。）

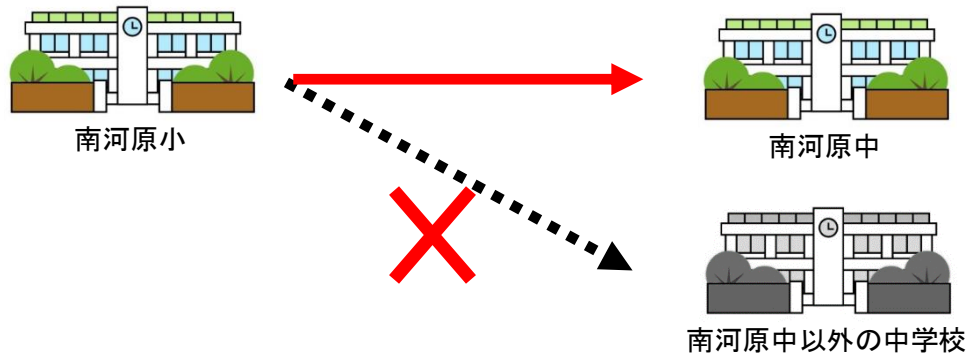
※上記の指定校変更は、令和4年度から当分の間（少なくとも現在の0歳児）まで可能とする。



市内小学校とその進学先の中学校

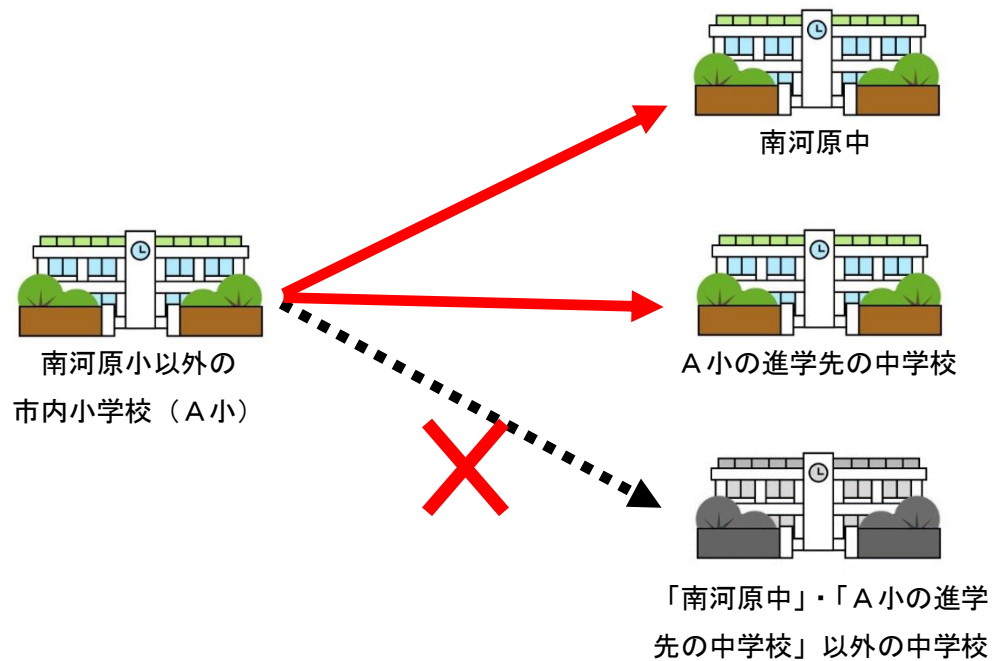
- | | |
|-------------|---------------|
| 東小⇒長野中 | 埼玉小⇒埼玉中 |
| 西小⇒西中 | 太田西小+太田東小⇒太田中 |
| 忍小⇒忍中 | 下忍小⇒行田中 |
| 南小⇒行田中 | 泉小⇒西中 |
| 北小⇒長野中 | 桜ヶ丘小⇒長野中 |
| 荒木小+須加小⇒見沼中 | |

【選択できないケース①】



南河原小を卒業した場合は、南河原中以外の中学校を選択できない。

【選択できないケース②】



A小を卒業した場合は、「南河原中」・「A小の進学先の中学校」以外の中学校は選択できない。

2 忍小へのバスについて

(検討案①)

北河原地区のスクールバスを使用し、南河原小に送迎した後に忍小へ行く。

(検討結果) 南河原小の児童の保護者の理解が必要であるため、実現は困難。

登校時、南河原小の児童も20～30分程度早く出る必要がある。下校時、南河原小の児童が学校でバスの到着を待つ必要もある。

(検討案②)

北河原地区発のバスを2台に増便する。

(検討結果) 費用面から実現は困難。

北河原小学校区の児童数が大幅に増える見込みがなく、指定校以外の交通手段として運行するには、予算面から理解を得ることが困難である。

(検討案③)

星宮地区⇄忍小のバスに乗車する。

(検討結果) 下校時の懸案事項から、実現は困難。

星宮地区のバス停まで送迎することで、バスの定員までは乗車する事は可能だが、保護者がバス停に迎えに来なかった時に児童だけでは徒歩でバス停から自宅まで帰宅することができない。

(検討案④)

市内循環バスに乗車する。

(検討結果) すぐに結論はでないため、実現は困難。

市内循環バスのダイヤ改正に合わせて要望をすることは可能だが、ダイヤ改正の時期や要望が通るかの見込みが立っていない。